

苫小牧市立中学校部活動指導員配置要綱

令和3年4月1日教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動に対する指導体制の充実及び学校における働き方改革の推進による教職員の負担軽減を図ることを目的に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員とする。

(任用要件)

第3条 指導員は、次のいずれかに該当する者の中から教育長が任用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者及び公務員は除く。

- (1) 教員の免許状を有する者
- (2) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
- (3) 部活動及び地域での指導実績を有する者
- (4) 学校教育に関する理解があり、指導する種目に関して専門的な知識・技能を有して生徒に適切な指導を行える者

(任用申請)

第4条 校長は、指導員の配置が必要と認めるときは、苫小牧市立中学校部活動指導員配置申請書（様式第1号）に、部活動指導員推薦書を添えて教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の申請を受理したときは、指導員の配置の可否を決定し、苫小牧市立中学校部活動指導員配置決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請を提出した校長に通知するとともに、任用することを決定した場合には任用通知書により当該指導員に通知するものとする。

(任用期間)

第5条 指導員の任用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までの範囲とする。

(職務内容)

第6条 指導員は、各中学校で策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技・技術指導
- (2) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率

- (3) 部活動の管理運営
 - (4) 安全・障害予防に関する指導
 - (5) 用具・施設の点検及び管理
 - (6) 年間・月間指導計画の作成
 - (7) 生徒指導に係る対応
 - (8) 保護者等への連絡
 - (9) 事故が発生した場合の現場対応
 - (10) 部活動指導に関する研修会等への参加
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、部活動の実施に必要と認める業務
- 2 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。この場合、教職員を顧問として置かず指導員のみを顧問とする場合、校長は、当該部活動を担当する教職員を指定し、第1項で定める職務内容の中で指導員と教職員の役割を決めたうえで職務を命じなければならない。
- 3 指導員は、当該部活動の顧問である教職員や前項の部活動を担当する教職員と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図らなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導員の勤務日及び勤務時間は、学校の部活動に係る活動方針に基づき校長が定める。

(服務)

第8条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 校長の指揮監督のもと、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) やむを得ない理由により指導等に従事できないときは、あらかじめ校長に連絡しなければならない。

(任用解除)

第9条 教育長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても任用を解除することができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、これに耐えられないと認められるとき。
- (2) 指導員としての適格性を欠くと認められるとき。
- (3) 第8条に規定する服務に違反したとき。
- (4) 教育長が、指導員の任用が必要でないと認めたとき。

(報酬等)

第10条 指導員に支給する報酬の額は、1時間あたり1,600円とする。

2 指導員の交通費等は、苫小牧市一般職の給与に関する条例第10条の2を準用する。
(勤務実績の報告)

第11条 指導員は、毎月月末までの勤務状況について、部活動指導員活動実施報告書(様式第3号)を、校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告書を受理したときは、速やかに苫小牧市立中学校部活動指導員勤務実績報告書(様式第4号)を教育長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。